

今号の主な内容	
2面	9月1日から災害時の医療救護所の設置場所を一部変更
2面	新宿リサイクル活動センター会議室の利用申請受け付け
3面	シルバーパスの一齐更新
4面	台風・豪雨に備えて地下室等のある建築物、がけの点検を
8面	新宿クリエイターズ・フェスタ2013 新宿駅周辺で開催中



しんじゅくコール
 ☎(3209)9999 FAX(3209)9900
 土・日曜日、夜間もご案内 午前8時～午後10時

発行 新宿区 編集 区政情報課 (毎月5・15・25日発行)
 〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 ☎(3209)1111
 ホームページ <http://www.city.shinjuku.lg.jp/>
 携帯電話版 <http://www.city.shinjuku.lg.jp/m/>



携帯電話用二次元コード

9月1日
施行

誰もが安心して訪れ安全に楽しめるまちへ 新宿区公共の場所における 客引き行為等の防止に関する条例



執拗な客引き行為や勧誘(スカウト)行為等は、風適法(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律)や東京都の迷惑防止条例(公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例)で規制されています。

しかし、ここ数年、法律や都条例で規制されていない繁華街での居酒屋等の客引き行為が目立っています。こうした光景は、区民や新宿を訪れる方に不快感を与えています。また、客引き防止パトロールに取り組む商店会等も対応に苦慮してきました。

そこで、誰もが安全で安心なまちと感じられるよう、客引き行為等の規制を強化する条例を制定しました。条例施行後は、地域の皆さんや警察との連携をさらに強化し、客引き行為等への指導を進めていきます。

【問合せ】危機管理課危機管理係(本庁舎4階)☎(5273)4592・FAX(3209)4069へ。

公共の場所での客引き行為等は禁止です

● 条例の対象は新宿区内全域 ● 次の①～③の行為を禁止します

① 客引き行為

通行人等の不特定多数から相手特定し、居酒屋・カラオケ店・キャバクラ・ホストクラブ・ファッションヘルス等に来店するよう誘う客引き行為を禁止します。



飲み放題で安い店がありますよ

② 勧誘行為

通行人等の不特定多数から相手特定し、キャバクラ・ファッションヘルスで働くことや、アダルトビデオへの出演等を勧誘する行為を禁止します。

※相手が勧誘に応じるかどうかは問いません。



どんな仕事ですか?

キャバクラで働きませんか?

禁止する行為

③ 客待ち・勧誘待ち行為

上記①②の行為をする目的で、公共の場所で相手を待つ行為(うろつき、たたずみ、たむろすること)を禁止します。



いい客来ないかな?

★客引き行為等に該当しないもの★

不特定多数へのティッシュ・チラシ配り



興味を持って立ち止まった通行人に対して値段の交渉等をすれば、「客引き行為」に該当します。

不特定多数への呼び込み

店の前で「いらっしゃい、いらっしゃい」などと呼び掛けることは禁止ではありません。



客引き行為等防止指導員が繁華街をパトロールします

区内の繁華街では、これまでも地元商店会等が主体となり、防犯パトロールを実施してきました。

条例では、「区長または区長があらかじめ指定した者は、特定地区(下記)において条例に違反する行為をしている者に対し、当該行為を中止するよう指導できる」と定めています。

条例の施行後は、商店会や町会等の関係者で区の講習会を受講した方を「客引き行為等防止指導員」に指定し、警察とも連携しながらパトロール活動を実施していきます。



新宿駅周辺でのパトロール活動



客引き行為等防止特定地区

新宿区内で特に客引き行為等が多いと認められる地域を、「特定地区」として指定します。特定地区で客引き行為等を行った者には、客引き行為等防止指導員が口頭で指導します。

特定地区
歌舞伎町1丁目・2丁目
新宿2丁目・3丁目
西新宿1丁目